令和２年２月１２日

関係施設　管理者様

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課長

令和２年度非常用自家発電設備・給水設備整備事業【補助事業】に係る
活用希望事前調査について

日頃より、川崎市政の推進に御協力を承り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省が所管する「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）」における令和２年度予算（案）において、高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業が示されております。

つきましては、当該補助事業に係る活用希望事前調査を行います。

補助事業の活用を希望される場合は、必ず御回答ください。

１　**提出期限**　令和２年２月２１日（金）

提出先　　健康福祉局長寿社会部　高齢者事業推進課　介護基盤係

提出方法　メールにて　40kosui@city.kawasaki.jp　まで

※メールの件名を「回答　補助事業事前調査（〇〇〇設備整備）」としてください。

２　**対象事業及び対象事業所**

ア　高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

イ　　〃　　給水設備整備事業

※対象事業所及び事業詳細は、厚生労働省からの資料「（別紙）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」を御確認ください。

※事業所を運営する法人が設置する場合に対象となります。

※指定管理施設については、別途、高齢者事業推進課まで御相談ください。

※次の経費は補助対象外です。

・設計費、事前調査費、監理委託費、備品購入費

３　**提出書類**

（１）　事前調査票

（２）　見積書（間に合わない場合は、概算金額を事前調査票に記載してください）

※見積書が間に合わない場合も、追ってご提出ください。事前調査の結果、至急提出を求める場合があります。

（３）　パンフレット、仕様書等事業内容が分かる書類

４　注意事項

（１）　当該補助事業については、厚生労働省の交付金を活用するため、国との協議の結果、当該補助事業に係る計画が採択されること等が条件となります。また、本市及び国の予算の範囲内で実施します。令和２年度予算については、本市及び国の３月議会の承認が必要であり、今回の活用希望事前調査の結果、予算額を超えた場合は、補助対象事業所を選定する又は事業が実施できない場合があります。

（２）　２月又は３月中に国庫補助金事前協議書の提出について、厚生労働省から示される予定です。事前協議書の提出までに期間が短いことが予想されるため、提出に必要な次の書類を２月中に準備してください。

①見積書（２者以上）

※補助対象事業者として選定された場合、川崎市内中小企業者優先発注に関する規定により業者者選定をしてください。

・対象　100 万円を超える補助金等を交付される補助事業者等

・100 万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者２者以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100 万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。

②平面図の写し（当該事業所全てのフロア（階）の分及び位置図の写し）

③写真（現況及び改修箇所が分かるもの）

（３）令和２年度内に補助事業を完了することが条件となります。

（４）国への事前協議を希望する場合は、必ず今回の事前調査票を御提出ください。

＜問合せ先＞
川崎市　健康福祉局　高齢者事業推進課　介護基盤係
TEL　044-200-2454　ﾌｧｸｽ 044-200-3926
メール　40kosui@city.kawasaki.jp
〒212－0013
川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館 10 階